

一般社団法人佐賀県公認心理師協会 選挙規程

(趣旨)

第1条 一般社団法人佐賀県公認心理師協会(以下「当会」という。)定款第20条第1項に規定する役員の選出を適正に行うために、この規程(以下「本規程」という。)を定める。

(選挙管理委員会)

第2条 当会の理事候補者の選出の管理業務は、選挙管理委員会(以下「委員会」という。)が行う。

2 委員会は、当会の正会員から選任された委員をもって構成される。

3 委員は、第1項の選挙の事由が発生する6か月前の日以後すみやかに当会の理事会が選任する。

4 委員会は、その代表責任者として選挙管理委員長を定めなければならない。

(理事候補者選出業務)

第3条 理事候補者の選挙権及び被選挙権は、定款第5条第1項に規定する正

会員が有する。

2 理事候補者の選出は、正会員による投票によるものとし、所定の投票用紙を用いた 3 名連記、無記名の郵便投票による。この場合において、委員会の定めた指定日までの消印のあるものをもって有効とする。その他、無効となる投票内容は委員会の定める規定によるものとする。

3 理事候補者の確定は、理事候補者選挙の得票順上位 15 名以内とする。ただし、同点者の生じた場合は抽選によって順位を決する。

4 理事候補者は、当会定款第 21 条の決議を経た場合に、理事として選任される。

(会長の選出)

第 4 条 会長は、本規程第 3 条第 3 項により選出された理事によって構成された第 1 回理事会において、理事の互選により過半数の多数による決議を受けて選出する。

(副会長の選出)

第5条 副会長の選出は会長の選出に引きつづき、理事会において理事の互選により2名を選出する。

(常務理事の選出)

第6条 常務理事は、理事の中から会長がこれを指名し、理事会の決議を受けて選定する。

(監事の選任)

第7条 監事は正会員および外部有識者の中から理事会の決議により選任する。
ただし、理事を兼ねることはできない。

(補欠者)

第8条 理事及び監事に欠員が生じた場合は、本規程第3条第2項により実施された選挙の次点者をもって補う。

2 第1項の次点者がいない場合には、理事会において正会員あるいは外部有識者の中から推挙し、決議により選任する。

3 会長が欠けた場合は、本規程第4条を準用する。また、副会長が欠けた場合は、本規程第5条を準用する。

4 常務理事について欠員が生じた場合は、本規程第6条に従って選任する。

5 前4項の規定によって選出された者の任期は、定款の定めるところにより前任者の任期の満了する時までとする。

(規程の変更)

第9条 本規程は、当会定款第6条第3項にもとづき理事会の決議により、これを変更することができる。

附則 本規程は、2019年4月1日から施行する。